

美郷町生活支援緊急助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食料品等及び灯油価格の高騰が低所得世帯の家計を圧迫していることから、低所得世帯の経済的負担の軽減を図るための美郷町生活支援緊急助成事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象世帯)

第2条 本事業の対象は、令和7年12月1日現在（以下「基準日」という。）において美郷町（以下「町」という。）の住民基本台帳に登録され、世帯員全員の令和7年度の住民税所得割が非課税の世帯とする。ただし、次に掲げる世帯を除くものとする。

- (1) 世帯員全員が福祉施設等に入所又は長期入院中で、提出期限までに当該居住地に生活実態がない世帯
- (2) 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(生活支援緊急助成金の金額)

第3条 本事業の生活支援緊急助成金（以下「給付金」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 食料品等の価格高騰分として、1世帯につき25,000円
- (2) 灯油の価格高騰分として、1世帯につき6,100円

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象となる者は、第2条に規定する世帯の世帯主（以下「支給対象者」という。）とする。ただし、支給対象者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とする。なお、これにより難い場合には、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

(要件確認書の提出)

第5条 本事業の支給対象者は、美郷町生活支援緊急助成金要件確認書

(様式第1号。以下「要件確認書」という。)を町長が別に定める日までに、町へ提出するものとする。

(給付金の支給決定)

第6条 町は、前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、美郷町生活支援緊急助成金支給決定通知書(様式第2号)又は美郷町生活支援緊急助成金不支給通知書(様式第3号)を支給対象者に通知するものとする。

- 2 町は、前項の規定による支給を決定したときには、速やかに給付金を支給する。
- 3 本事業の給付金の支給は、支給対象者が希望する金融機関口座に振り込むものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと等の理由により、振込による支給が困難である場合はこの限りではない。

(給付金の支給等に関する周知等)

第7条 町は本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、書類の提出に関する事項等事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(要件確認書等の提出が行われなかつた場合等の取扱い)

第8条 町が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から期限までに第5条の規定による要件確認書等の提出が行われなかつた場合、支給対象者が当事業の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町が第6条の規定による支給決定を行つた後、要件確認書等の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず要件確認等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該要件確認書等の提出が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 町は、本事業の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により本事業の給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行つた本事業の給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 本事業の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町が別に定める。

附 則（令和7年12月15日美郷町告示第148号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年1月13日美郷町告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。